

特定非営利活動法人難民支援協会  
2023年度活動計算書

2023年7月1日から2024年6月30日まで

(単位:円)

一般正味財産増減の部	
<b>I 経常収益</b>	
1 会費収入	594,000
2 寄附金収入	
一般寄附金収入	157,575,477
特定目的寄附金収入	117,670,025
現物寄附収入	3,683,243
3 事業収入	278,928,745
活動収入	3,911,640
活動委託金収入	13,790,750
4 助成金等	17,702,390
補助金収入	6,791,230
助成金収入	5,730,000
5 受取利息等	12,521,230
経常収益合計	13,031
	309,759,396
<b>II 経常費用</b>	
1 事業費	
(1)人件費	83,891,006
(2)その他経費	
ファンド	100,989,092
貸借料	14,058,567
旅費交通費	7,763,122
支払報酬	8,657,377
通信費	2,264,066
修繕費	37,000
消耗品費	529,074
印刷費	1,534,221
物販売上原価	67,353
郵送料	3,174,497
水道光熱費	857,194
会場費	89,489
会議費	140,675
保険料	45,882
支払手数料	5,761,367
諸会費	97,000
業務委託費	5,428,414
減価償却費	919,007
広告宣伝費	1,328,566
寄付金	0
租税公課	805,500
福利厚生費	100,006
雑費	106,091
その他経費計	154,753,560
事業費計	238,644,566
2 管理費	
(1)人件費	18,151,951
(2)その他経費	
貸借料	1,652,948
旅費交通費	32,723
支払報酬	3,948,050
通信費	1,656,087
修繕費	225,302
消耗品費	435,265
印刷費	163,211
郵送料	39,301
水道光熱費	1,408,685
会場費	2,700
会議費	2,630
支払手数料	2,042,104
諸会費	170,695
保険料	39,991
業務委託費	4,934,300
減価償却費	1,094,893
租税公課	53,234
福利厚生費	125,644
雑費	139,702
その他経費計	18,167,465
管理費計	36,319,416
経常費用合計	274,963,982
当期経常増減額	34,795,414
税引前当期一般正味財産増減額	34,795,414
法人税、住民税及び事業税	70,000
当期一般正味財産増減額	34,725,414
前期繰越一般正味財産額	256,871,270
次期繰越一般正味財産額	291,596,684
指定正味財産増減の部	
1 受取寄付金	0
2 一般正味財産への振替額	0
当期指定正味財産増減額	0
前期繰越指定正味財産額	60,151,405
次期繰越指定正味財産額	60,151,405

特定非営利活動法人難民支援協会  
2023年度貸借対照表  
2024年6月30日現在

(単位:円)

I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
現金	51,202	
普通預金	218,184,217	
当座預金	46,860,783	
定期預金	2,020,565	
Paypal預金	985,995	
ペイルド預金	1,779,939	
犬養道子基金特定資産	60,151,405	
棚卸資産	3,304,824	
未収金	16,118,805	
その他流動資産	1,724,442	
流動資産合計		351,182,177
2. 固定資産		
有形固定資産		
附属設備	2,945,927	
機器備品	933,345	
有形固定資産計	3,879,272	
無形固定資産		
電話加入権	84,424	
ソフトウェア	533,039	
無形固定資産計	617,463	
投資その他の資産		
敷金	5,251,500	
基金拠出金	3,000,000	
投資その他の資産計	8,251,500	
固定資産合計		12,748,235
資産合計		363,930,412
II 負債の部		
流動負債		
未払金	10,037,544	
未払法人税等	70,000	
未払消費税	805,500	
その他流動負債	1,269,279	
流動負債合計		12,182,323
負債合計		12,182,323
III 正味財産の部		
当期末一般正味財産額	291,596,684	
当期末指定正味財産額	60,151,405	351,748,089
正味財産合計		351,748,089
負債及び正味財産合計		363,930,412

# 財務諸表の注記

## 1. 重要な会計方針

財務諸表は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準 協議会)に拠って作成しております。

### 1) 棚卸資産の評価方法

棚卸資産は最終仕入原価法を採用しております。

### 2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の附属設備は定額法、機器備品は定率法で償却しております。無形固定資産は定額法を採用しております。

### 3) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスを受けた場合は、活動計算書にて現物寄附収入に計上しております。計上額の算定方法は定価等公正な評価額によっております。

### 4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税は税込方式によっております。

## 2. 事業別損益の状況

別紙参照。

## 3. 特定資産の増減額その残高および財源等

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	財源等
犬養道子基金特定資産(注1)	60,151,405	0	0	60,151,405	指定正味財産
合計	60,151,405	0	0	60,151,405	

(注1):特定資産は故 犬養道子様から遺贈寄付として頂きました。難民の生活支援、法的支援の拡充に活用します。

## 4. 固定資産の増減内訳

(単位:円)

科目	期首 取得価額	取得	減少	期末 取得価額	減価償却 累計額	期末 帳簿価額
附属設備	7,324,207	0	0	7,324,207	4,378,280	2,945,927
機器備品	6,545,514	0	0	6,545,514	5,612,169	933,345
電話加入権	84,424	0	0	84,424	0	84,424
ソフトウェア	3,077,699	0	0	3,077,699	2,544,660	533,039
敷金	5,251,500	0	0	5,251,500	0	5,251,500
基金拠出金	3,000,000	0	0	3,000,000	0	3,000,000

5. 役員及びその近親者等との取引の内容

当会役員が役員を兼任する公益社団法人難民起業サポートファンドとの取引は、次の通りです。

(単位:円)

科目	計算書類に 計上された金額	左の内役員及び 近親者等の取引
(財産目録・貸借対照表)		
基金拠出金	3,000,000	3,000,000

6. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

活動計算書の事業費に計上した「ファンド」とは、支援対象者に直接提供する生活費や医療費等の現金の他、食料品やシェルター等、同じく直接提供する為に購入した物品・サービスの経費を意味します。



特定非営利活動法人難民支援協会  
**2023年度財産目録**  
 2024年6月30日現在

(単位:円)

I 資産の部			
1. 流動資産			
現金		51,202	
普通預金			
ゆうちょ銀行普通預金(東京貯金事務センター)		1,820,438	
みずほ銀行飯田橋支店普通預金		189,442,937	
三菱UFJ銀行四谷支店普通預金		243	
三菱UFJ銀行四谷支店普通預金		11,969,113	
三菱UFJ銀行四谷支店普通預金		511,540	
PayPay銀行すずめ支店普通預金		13,972,610	
PayPay銀行ビジネス営業部支店普通預金		467,336	
当座預金			
ゆうちょ銀行振替口座(東京貯金事務センター)		7,963,958	
ゆうちょ銀行振替口座(東京貯金事務センター)		38,896,825	
定期預金			
みずほ銀行飯田橋支店定期預金		2,020,565	
Paypal預金		985,995	
ペイルド預金		1,779,939	
特定資産			
犬養道子基金生活支援 特定資産	三菱UFJ銀行四谷支店普通預金	44,272,695	
犬養道子基金法的支援 特定資産	三菱UFJ銀行四谷支店普通預金	15,878,710	
棚卸資産			
商品(書籍等)		3,304,824	
未収金(活動委託金等)		16,118,805	
その他流動資産			
貯蔵品(切手・商品券等)		489,140	
立替金(職員雇用保険料等)		425,181	
仮払金		4,685	
前払費用(労働保険料等)		805,436	
流動資産合計			351,182,177
有形固定資産			
サーバー		202,404	
PR用映像		1	
プロモーション動画		1	
就労用日本語動画教材		446,531	
事業用PC		2	
物資用冷蔵庫		41,675	
事務所什器類		242,731	
事務所内装・設備		2,945,927	
有形固定資産計		3,879,272	
無形固定資産			
電話加入権(1999年11月16日取得)		77,924	
電話加入権(2006年9月13日取得)		6,500	
ソフトウェア(クライアントデータベース)		141,200	
ソフトウェア(クライアントデータベース・追加機能)		117,334	
ソフトウェア(難民支援協会ウェブサイト)		274,505	
無形固定資産計		617,463	
投資その他の資産			
敷金		5,251,500	
基金拠出金(公益社団法人難民起業サポートファンド)		3,000,000	
投資その他の資産計		8,251,500	
固定資産合計			12,748,235
資産合計			363,930,412
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金		10,037,544	
未払法人税等		70,000	
未払消費税		805,500	
その他流動負債			
預り金(源泉所得税・住民税・社会保険料)		1,266,279	
仮受金		3,000	
流動負債合計			12,182,323
負債合計			12,182,323
正味財産合計			351,748,089

# 独立監査人の監査報告書

2024年9月9日

特定非営利活動法人 難民支援協会  
代表理事 石川 えり 殿

藤澤公認会計士事務所  
東京都文京区

公認会計士 藤澤 祐貴

## 監査意見

私は、特定非営利活動法人難民支援協会の2023年7月1日から2024年6月30日までの2023年度の活動計算書、貸借対照表及び財務諸表に対する注記並びに財産目録（以下、これらの監査対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、年次報告である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

## 財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。

これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

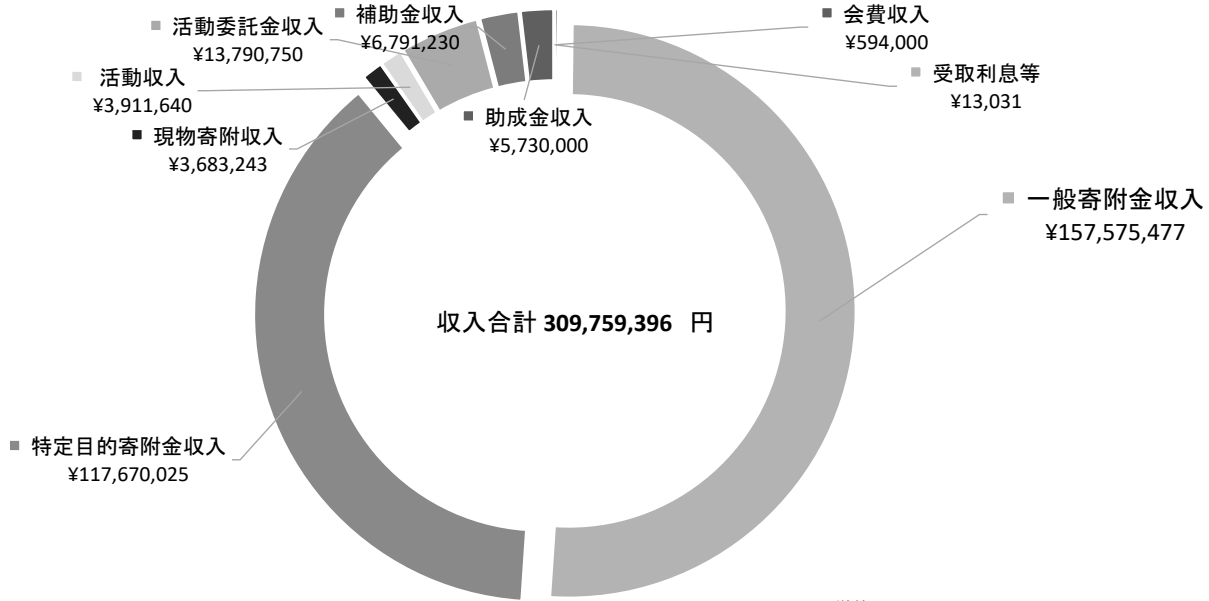
法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



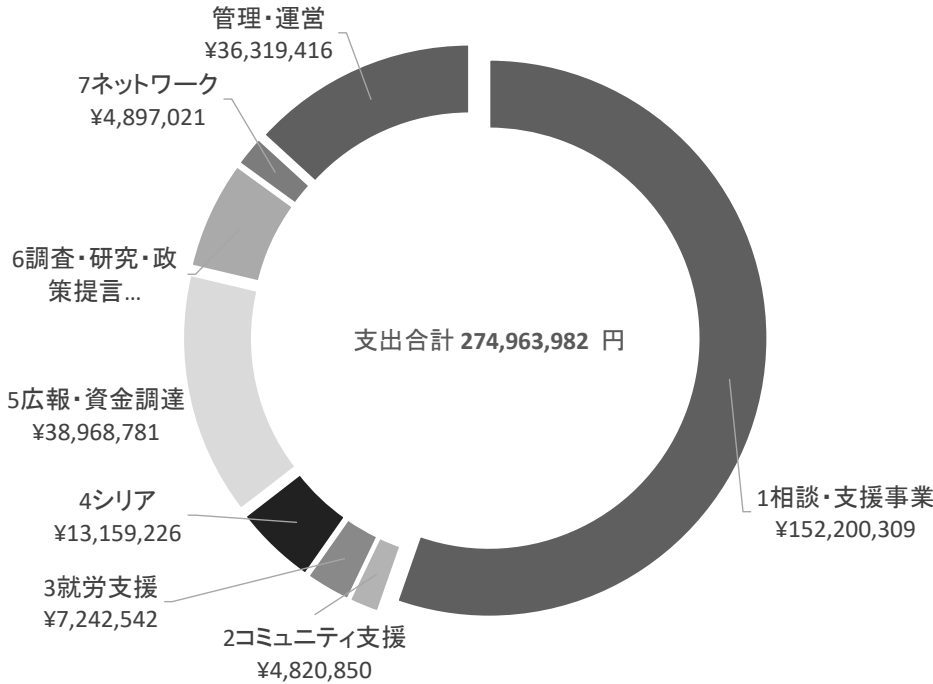
2023年7月1日から2024年6月30日まで

# 2023年度活動収支 グラフ



(単位：円)

科目	2022年度実績	2023年度実績	%
会費収入	918,000	594,000	0.2%
一般寄附金収入	177,056,013	157,575,477	50.9%
特定目的寄附金収入	17,326,206	117,670,025	38.0%
現物寄附収入	2,698,340	3,683,243	1.2%
活動収入	4,756,092	3,911,640	1.3%
活動委託金収入	6,275,768	13,790,750	4.5%
補助金収入	6,996,935	6,791,230	2.2%
助成金収入	10,900,000	5,730,000	1.8%
受取利息等	41,281	13,031	0.00%
受取寄附金振替 (指定正味財産からの振替)	0	0	0%
<b>合計</b>	<b>226,968,635</b>	<b>309,759,396</b>	<b>100%</b>



(単位：円)

各事業費および管理費	2022年度実績	2023年度実績	%
1相談・支援事業	91,866,053	152,200,309	55.4%
2コミュニティ支援	6,439,747	4,820,850	1.8%
3就労支援	10,317,835	7,242,542	2.6%
4シリア	10,251,544	13,159,226	4.8%
5広報・資金調達	43,831,894	38,968,781	14.2%
6調査・研究・政策提言	16,594,679	17,355,837	6.3%
7ネットワーク	9,590,173	4,897,021	1.8%
管理・運営	35,125,598	36,319,416	13.2%
<b>合計</b>	<b>224,017,523</b>	<b>274,963,982</b>	<b>100%</b>